

# 「いよぎんインターネットEB」 (事業者様向けインターネットバンキング) サービス規定 (2020年4月改訂)

#### 第1条 サービスの定義

「いよぎんインターネットEB」（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下「契約法人」といいます。）自らが占有管理するパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「使用端末機」といいます。）よりインターネットを経由して当行につぎの取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

- オンライン取引サービス
  - あらかじめ本サービス所定の申込書にて届出を受けた当行の「契約法人」名義口座の残高照会ならびに取引明細照会
  - 前項の「契約法人」名義口座を「支払指定口座」とする資金の即時振込・振替
  - 料金払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」を利用した当行所定の収納機関への税金、手数料、料金等の払込み
- データ伝送サービス等
  - あらかじめ本サービス所定の申込書にて届出を受けた当行本支店の預金口座の残高照会ならびに取引明細照会（以下「会計情報サービス」といいます。）
  - あらかじめ本サービス所定の申込書にて届出を受けた各種サービスに係る「取引依頼データ」の送信（以下「データ伝送サービス」といいます。）

#### 第2条 利用環境

- 本サービスの利用に際して使用できる機器およびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限ります。
- インターネットに接続できる環境を有しない方は、本サービスをご利用できません。なお、インターネットの接続環境を有する場合でも、ネットワーク構成によっては、本サービスをご利用できない場合があります。

#### 第3条 利用申込者

本サービスの申込者は、つぎの各号すべてに該当する方とします。ただし、つぎの各号すべてに該当する方からの利用申込みの場合であっても、申込受付後に虚偽の事項を届出したことが判明した場合または当行が本サービスの利用を不適当と判断した場合には、当行は利用申込みを承諾しないことがあります。

- 法人、法人格のない団体または個人事業主の方
- 前条の要件を満たすインターネット接続環境を有し、かつインターネット経由の電子メールを受信できるメールアドレスをお持ちの方
- 本規定の適用に同意する方
- 当行本支店に普通預金口座または当座預金口座をお持ちの方

#### 第4条 取扱日および利用時間帯

本サービスの取扱日および利用時間帯は、当行所定の日および時間帯とします。

#### 第5条 本人確認

本サービスの利用に際しての本人確認は、つぎの方法により行うものとします。

- 「契約法人ID」と「利用者ID」

本サービスにおいて、契約法人はつぎの2種類のIDを管理するものとします。

  - 「契約法人ID」

契約法人を識別するために使用するIDであり、当行は、本サービスの申込みを受けた場合、（別紙）契約法人ごとに1個の「契約法人ID」を発行し、当行所定の方法により契約法人に通知します。
  - 「利用者ID」

本サービスにおける各種取引を行う機能を付与するIDであり、契約法人の管理責任者（以下「管理者」といいます。）は、当行所定の数の「利用者ID」を登録・管理することができるものとします。

なお、契約法人は、「利用者ID」の登録・管理にあたり、当該「利用者ID」を使用・管理する従業員（以下「利用者」といいます。）の業務内容に基づき、自らの責任において各自の取扱権限を適切に定めるものとします。
- 「管理者パスワード」の登録
  - 管理者は、本サービスの申込時に当行に対し「契約法人暗証番号」および「契約法人確認暗証番号」（以下まとめて「管理者パスワード」といいます。）を当行所定の方法により届出るものとします。
  - 管理者は、初めて本サービスを利用する際に、当行所定の方法により本サービス利用開始の連絡を行ったうえ、使用端末機の操作により当行所定の方法で「管理者パスワード」の変更登録を行うものとします。この変更手続きによる届出内容を、本サービスにおける正式な「管理者パスワード」とします。
- 「利用者パスワード」の登録
  - 管理者は、使用端末機の操作により当行所定の方法で「利用者ID」を登録のうえ、各「利用者ID」について「利用者暗証番号」および

「利用者確認暗証番号」（以下まとめて「利用者パスワード」といいます。）を登録するものとします。

- 契約法人は、前項によるほか本サービスの申込時に当行所定の書面にて「利用者ID」および「利用者パスワード」を届出ることができます。
- 本条第1項および第2項において、「利用者ID」ならびに「利用者パスワード」の届出を行った利用者は、初めて本サービスを利用する際に、使用端末機の操作により当行所定の方法で「利用者パスワード」を変更するものとします。この手続きによる届出内容を、本サービスにおける正式な「利用者パスワード」とします。
- (4) パスワードの変更

「管理者パスワード」と「利用者パスワード」（以下まとめて「パスワード」といいます。）の変更は使用端末機により随時行うことができます。この際、当行は契約法人の管理者または利用者が使用端末機を操作して送信した変更前のパスワード情報と当該パスワード情報の受信時点において当行が保有する最新のパスワード情報が一致した場合に契約法人からの正当な届出とみなし、パスワードの変更を行います。

なお、パスワードは、取引の安全のため管理者および利用者が定期的に変更してください。また、第三者にパスワードを知られたような場合については、すみやかに変更を行ってください。
- リスクベース認証
  - 当行が高リスクと判断する条件でのログオンまたは取引が行われた場合、ログオン中断もしくはサービス利用停止が発生する、または次項に定める「合言葉」入力を求められることがあります。
  - 前項に定めるログオン中断等の処理を中止する場合、契約法人は、取引店に連絡のうえ当行所定の手続きを行うものとします。
- ただし、上記の手続きは契約法人の責任のもとに行うものとし、中止に伴い生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 合言葉
  - 管理者および利用者は、追加的な本人確認手段として、当行所定の質問に対する答えを「合言葉」として登録するものとします。
  - 「合言葉」は、当行が定める以下の場合において入力を行うものとします。
    - (i)当行が高リスクと判断する条件下でログオンまたは当行所定の取引が行われる場合
    - (ii)管理者または利用者が、利用端末登録を行っていない端末からログオンする場合（ただし、ウイルス対策ソフト等により端末のCookieが削除された場合など、登録済の端末においても「合言葉」の入力が求められる場合があります。）
  - 当行所定の回数を超えて、誤った「合言葉」の入力が連続して行われた場合、一定時間にわたり取引を行うことができなくなります。
  - 当行所定の回数を超えて繰り返し前項の一時取引中止が発生した場合、サービスの利用が中止されます。サービス利用を再開する場合、当行所定の手続きを行ってください。
  - 「合言葉」を失念した場合、利用者は管理者に、また管理者は取引店に申し出のうえ、当行所定の手続きを行うことにより「合言葉」の再登録を行ってください。
- ワンタイムパスワード
  - 当行所定の取引については、取引のたびに異なるパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を生成する機器であるハードトークンを使用するものとします。
  - ハードトークンは、当行が契約法人に貸与するものであり、第三者への譲渡・貸与を行ってはなりません。
  - ハードトークンは、一契約法人につき各1個を申込時に無料で貸与します。ハードトークンは、原則として契約法人の届出住所あてに郵送します。届出住所以外の送付先を指定される場合は、取引店に依頼してください。
  - なお、複数個のハードトークン利用を希望する場合は当行所定の手数料をお支払いのうえ別途申しいただくものとします。
  - ハードトークンの利用時は、あらかじめ当行所定の利用登録を行ったうえ取引の種類ごとに当行が定める手順にしたがって操作を行ってください。
  - 当行所定の回数を超えて誤ったワンタイムパスワードを入力した場合、取引を行うことができなくなります。利用中止となった場合、利用者は管理者に、また管理者は取引店に利用中止の解除依頼を行ってください。
  - 故障・電池切れなどによりハードトークンが利用できなくなった場合、取引店に当該ハードトークンを返却いただくことを条件として無料で再発行いたします。
  - ハードトークンを紛失したり盗難に遭われた場合は、すみやかに当行に届け出を行い再発行の手続きを行ってください。届け出が遅延したことに伴い被害が発生した場合において、当行は一切の責任を負いません。
  - なお、紛失・盗難などによる再発行については当行所定の手数料を申し受けます。
  - 当行がハードトークンの再発行申込を受付した場合、当行所定の期間に限りハードトークンを使用せずに取引を行うことができます。
- 当該期間を経過した後は取引時におけるハードトークンの使用が必

須となるため、ハードトークン受領後は再度すみやかに利用登録を行ってください。

⑨本サービスを解約する場合、ハードトークンは契約法人の責任において廃棄してください。

(8) その他の本人確認情報

契約法人がデータ伝送サービス等を利用する場合には、「契約法人ID」と「利用者ID」（以下まとめて「ID」といいます。）およびパスワードとは別に、当行に対し「全銀パスワード」および「ファイルアクセスキー」を当行所定の方法により届出るものとします。

(9) ログオン方式

本サービスを利用する際は、当行所定の方式により届出るものとします。

- 本人確認の効果
  - 当行は、本サービス利用の都度、使用端末機から送信されたIDおよびパスワードとあらかじめ当行に登録されたIDおよびパスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。第5条第6項および第7項に定める当行所定の取引については、上記に加えて「合言葉」、ワンタイムパスワードの一致を確認することによる追加の本人確認を行います。

また、データ伝送サービス等の利用に際しては、IDおよびパスワードの一致の確認とともに、使用端末機から送信された「全銀パスワード」とあらかじめ当行に登録された「全銀パスワード」の一致を確認します。

②本条各項にしたがい本人確認を行って取引を実施したうえは、ID、パスワード、「合言葉」、ワンタイムパスワード、全銀パスワードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。したがって、パスワードおよび全銀パスワードについては、第三者に知られたり紛失・盗難に遭わないよう、管理者および利用者の責任において厳重に管理してください。なお、当行職員がパスワード、全銀パスワードの内容を尋ねることはありません。

- パスワードの誤入力

当行に届出のパスワードと送信されたパスワードが当行所定の回数連続して相違した場合、本サービスの利用を中止します（以下この状態を「暗証ロック」といいます。）。この場合、つぎのとおり「暗証ロック」の解除手続きを行ってください。

  - 「管理者パスワード」の暗証ロック

「管理者パスワード」について「暗証ロック」が発生した場合、契約法人はただちに当行所定の書面により取引店に届出を行ってください。当行は書面を受理した場合、所定の手続きを行い「暗証ロック」を解除し本サービスの利用を再開します。なお、所定の手続き期間中は本サービスのすべての機能をご利用いただくことができません。
  - 「利用者パスワード」の暗証ロック

「利用者パスワード」について「暗証ロック」が発生した場合、管理者は使用端末機の操作により当行所定の方法にしたがって「暗証ロック」を解除し当該「利用者ID」による本サービスの利用を再開します。なお、管理者による解除手続きが完了するまでの間、当該「利用者ID」による本サービスの利用はできません。

(12) パスワードの失念

管理者または利用者が当行に届出のパスワードを失念した場合、つぎの手続きを行いパスワードの再登録を行うものとします。なお、当行はパスワードの照会に対して回答はいたしません。

- 「管理者パスワード」の失念

「管理者パスワード」を失念した場合、契約法人はただちに当行所定の書面により「管理者パスワード」の変更申込みを行ってください。当行は、書面を受理した場合、所定の手続きを行い「管理者パスワード」の登録手続きを行います。なお、登録手続き完了後、当行は管理者宛てに登録完了の連絡を行います。この場合、管理者は、本条2項に準じてすみやかに「管理者パスワード」の変更登録を行ってください。
- 「利用者パスワード」の失念

「利用者パスワード」を失念した場合、管理者は、使用端末機の操作により当行所定の方法にしたがって当該「利用者ID」の解除および再登録を行うものとします。

#### 第6条 事故登録

パスワードの盗難・漏洩等が発生またはその恐れがある場合、管理者はつぎのとおり事故登録の手続きを行うものとします。

- 「管理者パスワード」の盗難・漏洩またはその恐れがある場合
  - 「管理者パスワード」の盗難・漏洩またはその恐れがある場合、契約法人は、ただちに当行所定の連絡先に電話連絡を行い事故登録の依頼を行うものとします。
  - 当行が前項の依頼に基づき事故登録を行った場合、本サービスのすべての機能の利用が中止されます。
  - 契約法人は、当行所定の書面にて事故登録解除の依頼を行うことができます。
  - 当行への届出前に生じた損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 「利用者パスワード」の盗難・漏洩またはその恐れがある場合

①「利用者パスワード」の盗難・漏洩またはその恐れがある場合、管理者はただちに使用端末機を操作し、該当の「利用者ID」への事故登録を行うものとします。

②管理者が前項の登録を行った場合、当該「利用者ID」による本サービスの利用が中止されます。

③「利用者ID」に係る事故登録の解除手続きは、管理者の責任において使用端末機に行ってください。

④管理者による登録前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 第7条 利用口座

契約法人は、本サービス申込にあたり当行につぎの口座を届出るものとします。なお、つぎの各口座から本サービスによる資金の引落を行う取引については、取引依頼が確定した後、当該資金を各種預金規定にかかわらず預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手等の提出を受けることなく引落とすこととします。

(1) 「代表口座」

①契約法人は、本サービスの申込みにあたり、第14条1項に定める基本手数料の引落しを行う契約法人名義の当行普通預金口座または当座預金口座を「代表口座」として届出るものとします。

②「代表口座」は、第9条に定める「オンライン取引サービス」における入金指定口座および支払指定口座として使用することができます。

(2) 「登録口座」

①契約法人は、本サービスの申込みにあたり、当行所定の口座数を上限とする契約法人名義の普通預金口座または当座預金口座を「登録口座」として届出ることができます。

②「登録口座」は、第9条に定める「オンライン取引サービス」における入金指定口座および支払指定口座として使用することができます。

(3) 資金決済口座

①契約法人は、「データ伝送サービス」の申込みを行う場合、「代表口座」または「代表口座」開設店の契約法人名義の普通預金口座または当座預金口座を「データ伝送サービス」の「資金決済口座」として届出るものとします。

②「資金決済口座」は、契約法人が申込みを行う「データ伝送サービス」の契約内容により総合振込、給与振込、納税サービスに係る資金引落口座、預金口座振替サービスに係る代金回収資金の入金口座および各サービスの取扱に係る振込手数料または口座振替手数料の引落口座として使用することができます。

#### 第8条 届出事項の変更

(1) 利用口座、名称、住所、電話番号その他届出事項に変更がある場合には、ただちに当行所定の書面により「代表口座」および「登録口座」開設店に届ってください。ただし、Eメールアドレス等当行所定の事項の変更については、管理者または利用者の使用端末機による依頼に基づきその届出を受付けます。

- 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 本条1項による届出事項の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、当行は、当該書類等が通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第9条 「オンライン取引サービス」の取扱

- 「照会サービス」
  - 「照会サービス」では、使用端末機による依頼に基づき「代表口座」および「登録口座」の残高および当行所定の範囲での取引明細を照会することができるものとします。
  - 利用者が、当行所定の画面から当行所定の方法および操作手順にしたがってIDおよび「利用者暗証番号」その他当行所定の事項を使用端末機から入力した場合、当行では受信した当該情報と届出内容を照合のうえ、一致した場合のみ、当該取引依頼を契約法人の有効な意思表示による申込みとみなして取扱います。
  - 振込依頼人からの訂正依頼、受入証券類の不渡、その他相当の理由がある場合には、すでにお知らせした内容について訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害について当行は責任を負いません。

(2) 「振込・振替サービス」

- 「振込・振替サービス」では、使用端末機による依頼に基づき契約法人が指定する「代表口座」または「登録口座」（以下「支払指定口座」といいます。）からご指定金額を引落しのうえ、「代表口座」または「登録口座」を含む指定された当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に振込通知を発信しまたは振替の処理を行うことができます。
  - 「振込・振替サービス」のご利用にあたっては、当行所定の振込手数料を申し受けます。
  - 振込通知を発信または振替の処理を行う日（以下「振込・振替日」といいます。）は、依頼日当日が銀行営業日でありかつ当行所定の期限内に取引依頼が確定し振込・振替取引が成立した場合は依頼日当日とします。前記以外の場合、振込・振替日は依頼日の翌営業日とします。なお、振込・振替金額は支払指定口座から依頼日当日に引落します。
  - 「振込・振替サービス」による取引1回あたりまたは1日あたりの振込・振替金額の限度額は、当行所定の金額の範囲内で、管理者が使用

